

平成 24 年度水利使用に係る適正性点検結果および  
河川法令の遵守意識徹底のための取組実績、  
平成 25 年度計画に関する報告書

(関東地方整備局版)

平成 25 年 5 月

東京電力株式会社

## 目 次

1	目的	1
2	命令書（再発防止策）に基づく報告	2
2.1	水利使用に係る適正性の確認体制および平成 24 年度適正性点検結果	2
2.1.1	水利使用に係る適正性の確認体制	2
2.1.2	適正性点検結果	6
2.2	平成 24 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績	11
2.2.1	社員研修の実施状況	11
2.2.2	社内規定の整備等の取組	21
2.2.3	要領書の改定状況	24
2.2.4	本店等における現場の状況把握	26
2.3	平成 25 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画	29
2.3.1	取組方針	29
2.3.2	計画内容	29

## 1 目的

本報告書は、国土交通省関東地方整備局から当社あてに発出された命令書に係る報告徴収命令（平成 19 年 5 月 16 日付）に基づき、「国関整水第 25 号の 4 の命令書の別紙の 1 および 2」について同地方整備局に報告するものである。命令書の内容は以下のとおり。

### 【各命令書の別紙】

#### 1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

河川法令上の必要な手続きが適正に行われているか否か、報告するデータの内容が適正なものであるか否かを含め、適正な水利使用が行われていることを確認するため、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任の所在が明確となる体制を 1 箇月以内に構築し、報告

許可等の申請やデータの報告等に当たっては、当該確認体制でその適正性を確認の上、当該申請等を行うとともに、平成 20 年度以降、当面の間、毎年度 5 月末日までに、前年度における許可等の申請やデータの報告が、すべからく当該確認体制においてその適正性について確認されているか否かについて点検の上、その結果について報告\*

#### 2 河川法令の遵守意識の徹底

社員研修の実施、社内規定の整備等の取組、本店等における現場の状況把握を始め、河川法令遵守意識の徹底のための対策を講じること。

これに際し、平成 19 年度における河川法令の遵守意識の徹底のための取組実施計画について、1 箇月以内に策定し、報告するとともに、平成 20 年度以降、当面の間、毎年度 5 月末日までに、前年度の取組実績（具体的には、実施した研修の概要、当該研修の人数及び研修の成果の要旨、社内規定に変更がある場合はその具体的内容及びその周知の状況等）、当該年度の取組実施計画について、報告\*

（※本報告の該当箇所）

## 2 命令書（再発防止策）に基づく報告

### 2.1 水利使用に係る適正性の確認体制および平成 24 年度適正性点検結果

#### 2.1.1 水利使用に係る適正性の確認体制

法令に基づく適正な申請や報告データについて、組織横断的にチェックする仕組みを加えた以下の体制を構築し、平成 24 年度の水利使用に係る適正性確認を実施した。

また、万一不具合が発生した際には再発防止等の実施と水平展開を管理する仕組みとして品質改善システム<sup>\*</sup>を導入し、不具合に対する管理を行った。

<sup>\*</sup>不具合が発生した際に、その情報を社内イントラネットのデータベースに登録し、不具合の処置、再発防止策、水平展開等の実施を管理するとともに情報共有等を行うシステム

#### (1) 確認体制

- ① 工事実施部署責任者（支店工事実施部署グループマネージャー，制御所工事実施部署グループマネージャー）
  - ・工事の計画・実施の責任者
  
- ② 工事実施部署（支店工事実施部署，制御所工事実施部署）
  - ・工事の計画および実施
  - ・工事に係る河川法の許可申請書類の作成
  
- ③ 設備管理部署責任者（制御所土木担当部署グループマネージャー）
  - ・ダム安全性確認・評価全般の責任者
  - ・官庁報告の責任者
  - ・取水量管理，ダム操作の責任者
  - ・その他，水利使用全般の責任者
  
- ④ 設備管理部署（制御所土木担当部署）
  - ・ダム安全性確認・評価
  - ・官庁報告
  - ・取水量管理，ダム操作
  - ・その他，水利使用全般業務の実施
  
- ⑤ ダム管理総括責任者（支店土木担当部署グループマネージャー）
  - ・河川法に係る工事について，技術基準の適合性をチェック
  - ・制御所で実施した計測およびデータ分析結果について，支店検討会を開催し，安全性を確認，総括的に管理
  - ・ダム・貯水池等に関する官庁報告資料をチェック
  
- ⑥ 申請担当部署責任者（支店・支社申請担当部署グループマネージャー）
  - ・河川法に係る工事申請の責任者

⑦ 申請担当部署（支店・支社申請担当部署）

- ・河川法に係る工事申請の可否をチェック
- ・河川法に係る工事申請手続きを実施

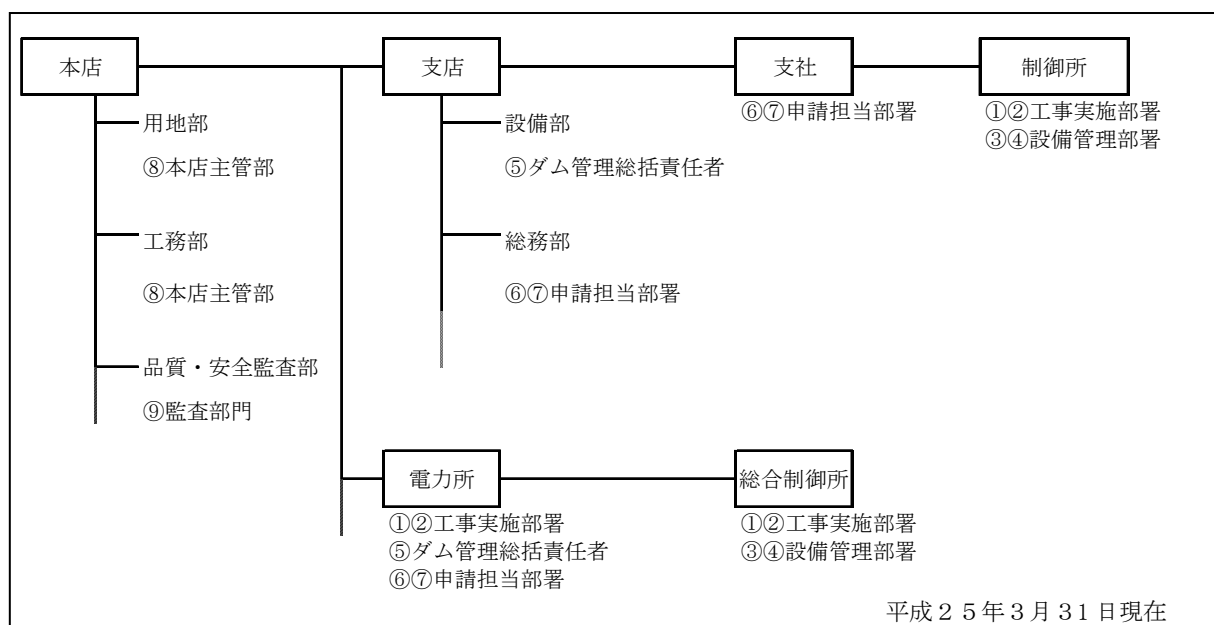
⑧ 本店主管部（本店工務部水力発電グループ，工務土木グループ，用地部水利グループ）

- ・ダム安全性評価に係る全社的課題の解決，水平展開を実施
- ・特定ダムの計測評価結果について，土木保守管理委員会を開催し，安全性を確認
- ・工事申請手続き実施に関するチェック状況を確認
- ・官庁報告に関するチェック状況を確認

⑨ 監査部門（品質・安全監査部保安監理グループ）

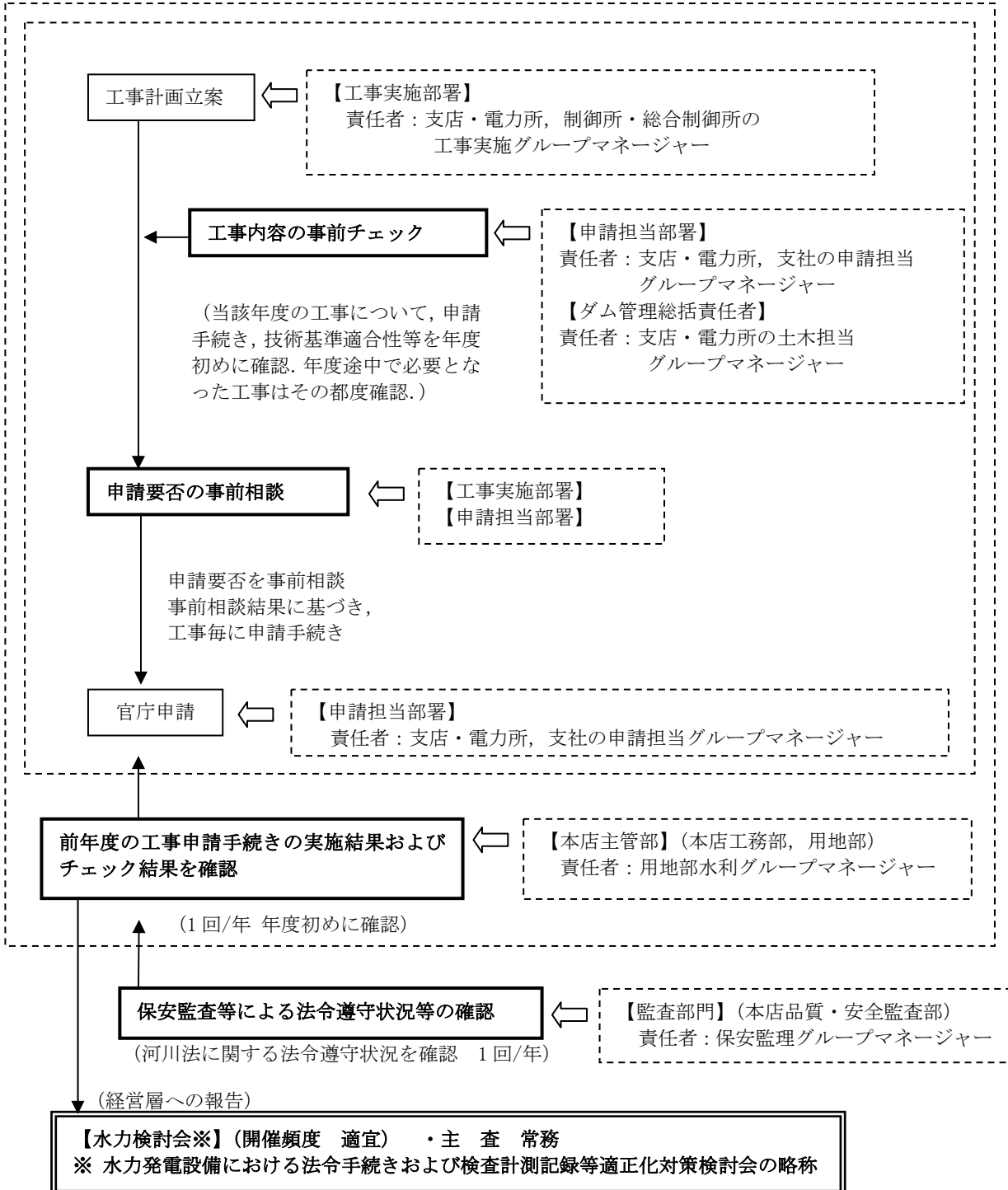
- ・保安監査等により河川法に関する法令遵守状況等を確認

（参考：社内組織図（全店））

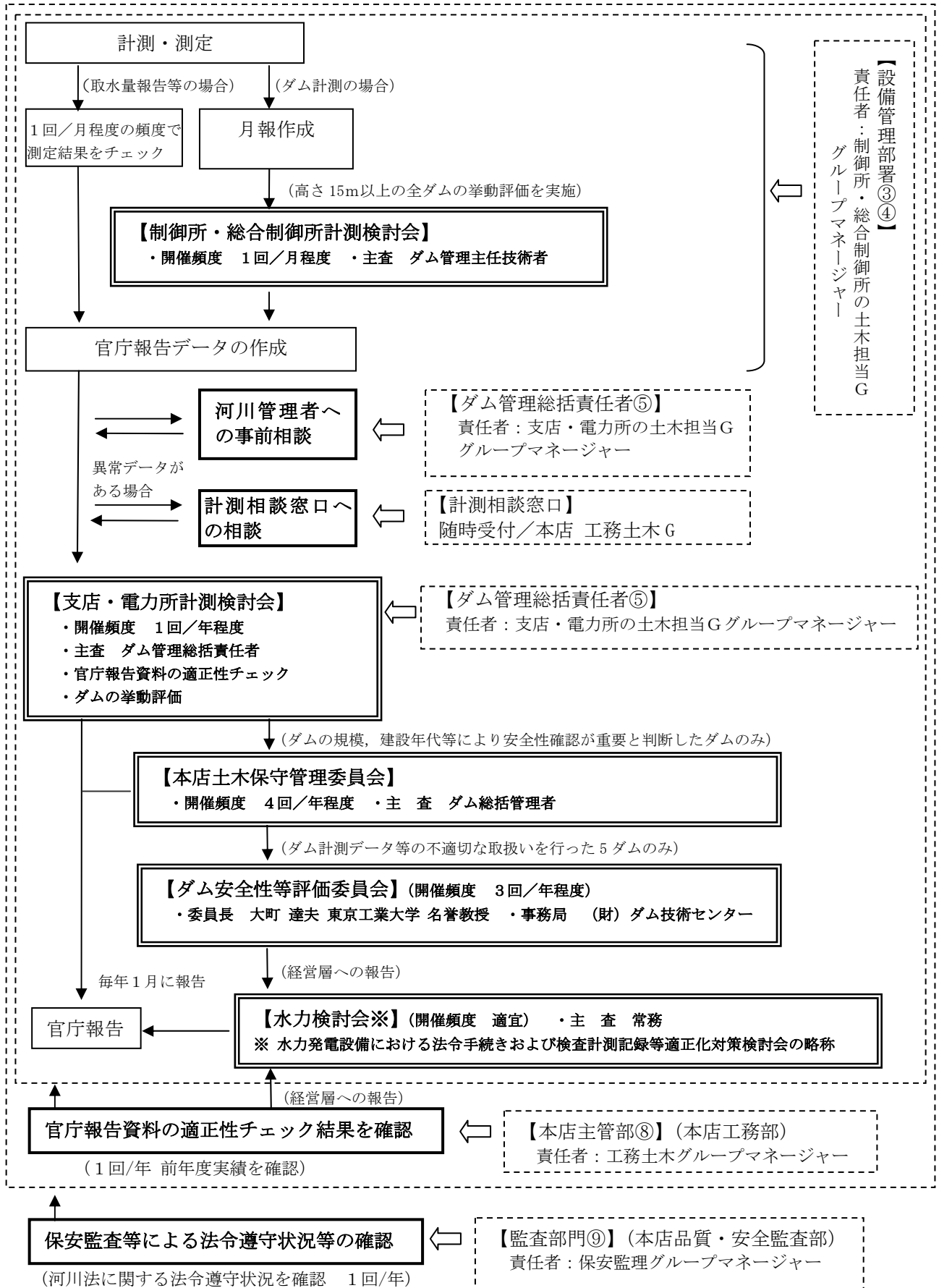


## 適正性の確認体制（全店）

### 【工事実施】



# 【ダム計測，取水量等に係る報告】



## 2.1.2 適正性点検結果

### (1) 工事实施の適正性点検結果

#### a. 支店の確認状況、工事实施状況

工事の申請手続きについては、支店の申請担当部署およびダム管理総括責任者が工事内容のチェックを行い、消耗品取替等の明らかに河川法申請に該当しないもの以外の、河川区域、河川保全区域内の工事ならびに流路を形成する工作物に係る工事に該当するもの（判断に迷うものを含む）を抽出し、命令書に基づき、河川管理者に申請要否の事前相談を実施している。

これらの工事内容のチェックや河川管理者への事前相談等については、「工事概要」「工事場所、工事種別等」「申請担当箇所責任者、工事实施箇所責任者、ダム管理総括責任者確認日」ならびに「法令手続き履歴」等の項目からなる「工事申請手続き管理表」を作成し、手続き漏れがないように実績管理が行われている。

平成24年度は全体で2,272件の工事が計画され、このうち532件について河川管理者に申請要否の事前相談を実施し、92件が申請必要と判断された。表-1に申請が必要と判断された工事の実施状況ならびに申請状況の一覧を示す。これらの事前相談および申請手続きについては、社内監査部門を含む確認体制において点検した結果、何れも適切に実施されていることを確認した。

表-1 工事实施状況・申請状況一覧

店所名	工事計画				工事实績						申請実績		備考
	総工事計画数 (事前相談数)	申請区分			申請対象			申請対象外			許可 申請※	承認 申請※	
		許可 申請※	承認 申請※	対象外	許可 申請※	承認 申請※	工事 未実施	工事 実施	工事 未実施				
栃木支店	441 (101)	21	5	415	16	4	6	371	44	16	4		
群馬支店	1,246 (256)	27	3	1,216	24	2	4	1,089	127	24	2		
山梨支店	585 (175)	40	7	538	40	6	1	523	15	40	6		
計	2,272 (532)	88	15	2,169	80	12	11	1,983	186	80	12		
		103			92								

※許可申請は、河川法に係る工事申請をいう。

承認申請は、水利使用規則に定められた流路を形成する工作物の改修等に係る工事申請をいう。



## b. 本店主管部による点検結果

本店主管部（工務部水力発電グループ，工務土木グループ，用地部水利グループ）において，支店で作成した平成24年度の「工事申請手続き管理表」を確認した。さらに，申請手続きの実施状況等について，申請書等の原本を確認した（H25.4.23～5.10）。その結果，全ての支店で申請担当部署責任者，工事实施部署責任者，ダム管理総括責任者によって工事内容のチェックが行われており，申請不備は確認されなかった。

## c. 監査部門による点検結果

### ①平成24年度監査対象事業所および実施日

監査を実施した店所については，工事の計画，申請要否の確認状況，申請状況をヒアリングとサンプリング調査により確認した。

以下に監査した事業所および実施日を示す。

#### (a) 監査対象事業所

- ・ 栃木支店（支店・那須野制御所）：H24.7.5～6
- ・ 群馬支店（支店・沼田制御所・長野原制御所）：H24.10.10～12
- ・ 山梨支店（駒橋制御所）：H25.1.25～26

### ②河川法手続きの実施状況

河川法申請手続きを遺漏なく実施するため，「工事申請手続き管理表」に基づく運用・管理を実施していることを確認した。主な確認事項を下記に示す。

(a) 工事申請手続き管理表には，年度当初に当該年度の予定件名（工事，点検・調査委託，直営作業）を計上し，工事实施箇所責任者，ダム管理総括責任者（支店の土木担当部署GM）もしくは店所主管部門責任者（支店の発電担当部署GM），申請担当箇所責任者（支店・支社の申請担当部署GM）が申請・工事計画の届出有無ならびに事前相談の必要性を確認していた。

(b) 期中発生件名については，その都度，工事概要書を作成のうえ，上記(a)同様，工事申請手続き管理表に反映し，申請担当箇所責任者まで確認していた。

(c) 申請もしくは届出が必要と判断された件名は，工事着手前に許可を受領もしくは届出を実施していること，完了届の提出や完了検査を受検していることを確認した。

### ③工事实施の適正性

工事实施に関する河川法令遵守意識は，工事関係者に徹底されていた。特に，「工事申請手続き管理表」で管理することにより，手続き漏れの無いよう，また，勝手に申請要否の判断を行うことなく，事前相談件名を抽出していた。

### ④本店主管部による点検結果

本店主管部である工務部ならびに用地部では，各店所が作成している「平成24年度工事申請手続き管理表」を入手し，申請要否確認，事前相談や申請手続き実施状況を確認していた。

## (2) ダム計測，取水量等に係る報告の適正性点検結果

### a. 支店の確認状況

ダム計測，取水量等に係る報告の適正性確認については，河川管理者への報告前に支店の計測検討会等を開催し，「計測データと報告データとの差異」，「差異が有って補正を行っている場合には，その妥当性や河川管理者への事前説明の有無」等について確認している。

表-2 に支店の計測検討会等の開催実績，表-3.1～3.2 に適正性確認結果を示す。定期報告においては，いずれも「計測データと報告データとの差異無し」もしくは，「差異があったが，河川管理者に説明の上で補正（欠測データの補完等）した値」を報告しており，適正な値を報告していた。

表-2 適正性確認のための計測検討会等開催実績

店所名	実施日	参加者
栃木支店	H25. 1. 25	栃木支店 ダム管理総括責任者 他6名 那須野制御所 6名 鬼怒川制御所 8名 (計21名)
群馬支店※	H25. 1. 24	群馬支店 ダム管理総括責任者 他1名 奥利根制御所 4名、沼田制御所 3名 長野原制御所 2名、渋川制御所 3名 富岡制御所 2名 (計16名)
山梨支店	H24. 4. 12	山梨支店 ダム管理総括責任者 他1名 駒橋制御所 6名、甲府制御所 4名 早川制御所 3名 (計15名)
	H25. 1. 17	山梨支店 ダム管理総括責任者 他1名 駒橋制御所 7名、甲府制御所 2名 早川制御所 3名 (計14名)

※毎月報告，冬期間の計測記録を雪解け後に収集・報告しているものについては，上表に加えてダム管理総括責任者他による適正性確認をその都度実施している。

表-3.1 ダム計測，取水量等に係る報告の適正性確認結果(その1)

(ダム・貯水池・調整池関係)

店所名	発電所数 [ダム等数]	測定項目数	チェック結果		備考
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、 データを補正	
栃木支店	4 [6]	48	48	0	
群馬支店	5 [5]	48	44	4	
山梨支店	4 [5]	19	19	0	
計	13 [16]	115	111	4	

表-3.2 ダム計測，取水量等に係る報告の適正性確認結果(その2)

(取水量関係)

店所名	発電所数	測定項目数	チェック結果		備考
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、 データを補正	
栃木支店	22	32	32	0	
群馬支店	40	112	98	14	
山梨支店	27	83	83	0	
	1	8	8	0	関東・中部 両地方整備局
計	90	235	221	14	

#### b. 本店主管部による点検結果

支店においては，計測項目毎の「計測データとの差異の有無」「補正の良否，河川管理者への説明の有無」ならびに全体確認としての「ダム管理総括責任者確認」等の項目からなる「適正性確認表」により適正性の確認状況を管理している。

本店主管部（工務部工務土木グループ）において，支店で作成した平成24年度の「適正性確認表」を確認した結果，全ての支店で定期報告前に適正性チェックが適切に実施されていた。また，計測データとの差異が認められたものを確認した結果，不適切な取り扱いは見受けられなかった。

#### c. 監査部門による点検結果

##### ①平成24年度監査対象事業所および実施日

監査を実施した店所については，ダム計測ならびに取水量に関する計測検討会などによるデータの確認状況をヒアリングとサンプリング調査により確認した。

以下に監査した事業所および実施日を示す。

(a) 監査対象事業所

- ・ 栃木支店（支店・那須野制御所）：H24. 7. 5～6
- ・ 群馬支店（支店・沼田制御所・長野原制御所）：H24. 10. 10～12
- ・ 山梨支店（駒橋制御所）：H25. 1. 25～26

② ダム計測・取水量に係わる確認状況

ダム計測・取水量管理については、以下に示す内容が適確に実施されていることを確認した。

(a) ダム計測

- ・ 水利使用規則で報告が義務付けられているダムの計測は、「水利使用規則で報告が求められているデータに係る計測予定表」のとおり外部変位、漏水量などの計測を実施していた。
- ・ 制御所計測検討会（主査：ダム管理主任技術者）、支店計測検討会（主査：ダム管理総括責任者）、土木保守管理委員会（主査：ダム総括管理者）にて、ダム計測結果に基づく挙動評価を行い、安全性を確認していた。

(b) 取水量

- ・ 設備管理部署（制御所土木担当部署）では、土木担当GMが月1回以上の頻度で、水利使用規則に基づく許可取水量に対し、超過取水発生の有無を確認していた。
- ・ 【指示文書】水利使用規則に記載されている各種許可日失念に鑑みた指示書（H23.9 発信）に基づき、水利使用規則に係わる年間業務予定表を作成し、執務室に掲示するとともに、操作に関する確認・指示・報告を実施していた。

③ ダム計測・取水量に係わる報告の適正性

報告書の作成にあたっては、全データについて照合を行なうとともに、他事業所所員のクロスチェックを行っていた。

また、作成した報告値は、提出前に支店計測検討会において、適正性を確認していた。

④ 本店主管部による点検結果

本店主管部である工務部は、各店所が作成した「国土交通省報告データ適正性確認表」を入手し、平成24年分の定期報告書の報告データが適切に作成されていることを確認していた。

## 2.2 平成 24 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績

### 2.2.1 社員研修の実施状況

平成 24 年度の社員研修については、河川法に関する社員研修として「河川法研修」「組織横断的ディスカッション」「ダム計測管理に関する研修」、コンプライアンスに関する社員研修として「企業倫理遵守に関する行動基準の読み合わせ」「不適切事例を題材としたケースメソッド」を実施し、河川法令やダム計測技術の理解・習得ならびにコンプライアンス意識の向上を図った。以降、全社的な取組結果を記載する。

#### (1) 河川法に関する社員研修の実施状況

##### a. 研修実施状況

##### ①河川法講演会

河川法講演会は、北陸地方整備局より講師を招いて不適切事案の紹介（他企業の類似事象含む）を実施した。講演会には 4 支店 3 電力所他より 63 名が参加した。（講演者：北陸地方整備局 河川部 水政調整官）



写真-1 河川法研修（法令編）  
河川管理者による講演会



写真-2 河川法研修（法令編）  
河川管理者による講演会

##### ②河川法研修（法令編）

河川法研修（法令編）は、これまでに講師を育成する研修を受講した者等が講師となって各店所で本店提供のテキストによる法令編の講義研修（河川法研修共通編）と自店所の設備・業務実態に即した事例紹介、不適切事例のケースメソッド等の独自教材を用いた研修（河川法研修店所独自編）を実施した。共通編と店所独自編への研修参加者は 4 支店 3 電力所で共通編 496 名と独自編 550 名が参加した。

表-5 河川法研修（法令編）における各店所の独自研修実施状況

店所名	独自研修の実施概要
栃 木	水利使用に関する事象の部門横断ディスカッション
群 馬	過去の実例を題材としたケーススタディ (事前相談の実例を元に、どう判断されたか、受講者によるケーススタディを実施 他)
神奈川	水利使用に関する事象の部門横断ディスカッション
山 梨	水利使用に関する事象の部門横断ディスカッション
猪苗代	過去の実例を題材としたケーススタディ (事前相談の実例を元に、どう判断されたか、受講者によるケーススタディを実施 他)
松 本	命令書に基づく5年毎の自己点検結果の解説 水利権期間更新手続きの解説
信濃川	自店所の実態に即した独自の教材による研修の実施 水利使用に関する事象の部門横断ディスカッション



写真-3 河川法研修（法令編）  
信濃川総合制御所の実施状況



写真-4 河川法研修（法令編）  
千曲川電力所の実施状況

### ③河川法研修（技術編）

河川法研修（技術編）は、土木工事担当部署の社員を対象に、河川管理施設等構造令の位置付けや河川法申請に必要な各種構造物の計算方法に関する事例紹介、設計洪水流量の見直し等について実施した。

平成24年度は、講師向けの説明会（TV会議）を実施後、各店所での開催とした。研修参加者は4支店3電力所で合計145名が参加した。



写真-5 河川法研修（技術編）  
講師向け説明会（本店）



写真-6 河川法研修（技術編）  
店所研修（信濃川電力所）

#### ④組織横断的ディスカッション

組織横断的ディスカッションは、申請担当部署、工事担当部署を交えて、「河川法遵守意識の維持・向上・継承について」をテーマとして実施した。研修参加者は4支店3電力所で合計23名が参加した。



写真-7 組織横断的ディスカッション  
グループ討議状況



写真-8 組織横断的ディスカッション  
各グループの発表状況

#### ⑤ダム計測管理に関する研修

ダム計測管理に関する研修は、総合研修センター主催の実務者補完研修等を通じてダム計測CAI<sup>\*</sup>による「ダム計測の基礎研修」を実施した。研修参加者は、16名が参加した。（※CAI：コンピュータ支援教育（Computer Aided Instruction）の略称）

#### ⑥ダム管理主任技術者による計測管理に関する研修

ダム管理主任技術者による計測管理に関する研修は、データの不適切な取り扱いのあった「玉原発電所」「安曇発電所」「水殿発電所」「野反ダム」の管理職場を対象として、ダム管理主任技術者自らが計測担当者に対して計測業務の研修を実施した。研修参加者は1支店1電力所で合計26名が参加した。

## b. 研修成果

### ①河川法講演会

河川法講演会では、アンケート調査より、95%の参加者が「参考となった」との回答であった。参加者からの意見として、ある程度実務を経験した受講者は「不適切事案の再認識ができた」、実務経験が浅い受講者は「改めて当時のことを知ることができた」との意見が寄せられた。

表-6.1 河川法研修（法令編・講師を育成する研修）のアンケート結果

設 問 1	参考になった	参考にならなかった
研修はどうだったか	95%	5%

### ②河川法研修（法令編）

河川法研修（法令編）に係る研修後の受講者へのアンケート調査では「十分理解できた」等の回答が99%程度と高い理解度であった。受講者からの意見として「継続して研修を開催し意識付をすることが大事」「風化しないようにすることが重要」等の意見が多く寄せられ、受講者側も研修の重要性を認識していると評価できる。ただし、「初級編と中・上級編に区分して実施するのもよい」「eラーニングや確認テストを行ってはどうか」「専門用語の使用や、条項など、既に知っていることをベース（レベル）に話を進めている」等の感想があり、受講者側の要求ニーズに適した研修を提供していく必要がある。

表-7.1 河川法研修（法令編）のアンケート結果

設 問 1	理解できた	どちらとも言えない	理解できなかった
研修の目的を理解できたか	99%	1%	0%

表-7.2 河川法研修（法令編）のアンケート結果

設 問 2	可能である	どちらとも言えない	不可能である
研修を行うことで不適切事案の再発を防ぐことは可能か	86%	13%	1%

### ③河川法研修（技術編）

河川法研修（技術編）に係る研修後の受講者へのアンケート調査では、「十分理解できた」等の回答が96%と高い理解度であり、来年度も受講したいとの回答も74%の参加者から得ている。受講者からの意見として「事例での説明は具体的で分かりやすい」「苦労話や注意する点が役に立った」「短期集中型で要点のみで分かりやすかった」等、一定の効果が得られたと評価できる。



表-8.1 河川法研修（技術編）のアンケート結果

設 問 1, 2, 3	十分・大体理解 できた	どちらとも 言えない	殆ど・全く理解 できなかった
各種技術基準の位置付け	96%	4%	0%
各種計算事例のポイント, 考え方	92%	6%	2%
具体的な申請事例に対する理解	95%	5%	0%

表-8.2 河川法研修（技術編）のアンケート結果

設 問 4, 5	とても良かった 良かった	どちらとも 言えない	残念だった (良くなかった)
具体的な申請事例の内容	84%	15%	1%
本研修を受講してどうだったか	83%	16%	1%

表-8.3 河川法研修（技術編）のアンケート結果

設 問 6	ぜひ・どちらかと 言えば参加希望	どちらとも 言えない	どちらかと言えば 参加希望でない
来年度も本研修を受講したいか	74%	23%	3%

#### ④組織横断的ディスカッション

組織横断的ディスカッションに係る研修後の受講者へのアンケート調査では、「河川法令遵守体制を維持するための参考となった」等の回答が91%と高い水準となっている。受講者からの意見として「多くの人に関わることにより、不備や漏れが抑制できることを再認識した」等の意見があり、組織全体として法令遵守意識の向上を図る重要性が認識できていると評価できる。また、「他店所の取組を活用したい」との意見が多く寄せられ、組織横断的に行った成果が得られた。

表-9.1 河川法研修（組織横断的ディスカッション）のアンケート結果

設 問 1	参考となった	ならなかった
河川法令遵守体制を維持するための参考となったか	91%	9%

表-9.2 河川法研修（組織横断的ディスカッション）のアンケート結果

設 問 2	つながる	まあつながる	あまりつながらない
本研修は意識向上につながるか	61%	39%	0%

### ⑤ダム計測管理に関する研修

ダム計測管理に関する研修では、平成25年3月に実施した理解度調査の結果、全体で約96%の正答率であり、前年度（約92%）より約4%向上しており、一定の理解度は得られている。

平成25年度も河川法に関する意識の維持・向上に向けて、継続して社員研修を実施していく。各研修の実施状況、研修成果は表-11.1～11.2のとおり。

## (2) コンプライアンスに関する社員研修の実施状況

### a. 研修実施状況

コンプライアンス意識の向上を図るため、技術系社員を対象として技術者倫理研修を実施するとともに、各職場において「企業倫理遵守に関する行動基準の読み合わせ」、「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い等の不適切事例を題材としたケースメソッド」を実施した。

### b. 研修成果

再発防止の理解度調査「行動基準の定着」では、98%の正答率で高い水準となっており、コンプライアンス意識が定着してきているものと考えられる。

平成25年度もコンプライアンス意識の維持・向上に向けて、継続して社員研修を実施していく。

各研修の実施状況、研修成果は表-12のとおり。

## (3) 要領書に基づく研修の実施状況

< 3つの要領書について >

水利使用に係わる内容は、個別の特殊性を持ち合わせていることから、個々の水利使用については発電所毎に要領書を作成して過去に報告している。

H21年5月に報告した要領書（以下「H21要領」）は、報告値作成段階の社内管理状況や報告書提出までの社内決議（承認）過程等を取りまとめたものである。

一方、H22年5月に報告した要領書（以下「H22要領」）は、取水量や計測項目毎の計測方法や報告値の計算方法を取りまとめたものである。

表-10 要領書の種類と提出状況

要領書の種類	H21 要領	H22 要領	備考
①ダム計測	○	○	
②取水量計測	○	○	
③工作物の新築 改築	○	—	

注) ○：報告済み

①ダム計測：ダムに関する計測・ダム計測報告書作成要領

②取水量計測：取水量の計測・報告書作成要領

③工作物の新築改築：工作物の新築・改築に係わる許可申請要領

**a. 研修実施状況**

要領書に基づく教育については、3支店3電力所で合計84回、延べ1,078名に対して教育がなされている。実施内容としては、事前相談資料作成前に手続きを確認・改定内容の周知・内容の確認を行っている。

実施方法としては、グループ会議・計測検討会・河川法研修（法令編）の店所独自研修・変更箇所メール周知等の機会捉えて行っている。

平成25年度も要領書により一層の理解・定着に向けて、継続して社員研修を実施していく。

各研修の実施状況は表-13のとおり。

表-11.1 河川法研修に関する実績一覧 (1/2)

件名		内容	受講対象者	受講者数	研修年月日	アンケート等に基づく成果の検証
河川法研修	法令編	河川法令遵守意識を向上するために、国土交通省北陸地方整備局より講師にお越しいただき、本店大で講演を実施した。	・河川法関係業務に従事する者	63名	H24.12.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容について、95%が「とても参考になった」「まあまあ参考になった」と回答している。</li> <li>・ある程度実務を経験した受講者から「不適切事案の内容、法令遵守の大切さを再認識できた」「当社以外の利水者の不適切事案の説明が参考となった」との感想が多くあった。また、実務経験が浅い受講者からは「不適切事案報告当時の事を知ることができ、今後の実務にもよりイメージを持つことができた」との感想があった。一方、実務にブランクがあった受講者からは「当時の記憶が薄れてきている」との感想もあり、当時の状況や再発防止の取り組みの意義・目的を如何に伝承していくかが今後の課題である。</li> </ul>
		<p>【共通編】 河川法研修の講師を育成する研修を受講した社員等が講師となり、本店提供のテキストを用いた研修を実施した。</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19.5.16付命令書の内容</li> <li>・第6条 河川区域</li> <li>・第23条 流水の占用の許可</li> <li>・第24条 土地の占用の許可</li> <li>・第25条 土石等の採取等の許可</li> <li>・第26条 工作物の新築等の許可</li> <li>・第27条 土地の掘削等の許可</li> <li>・第55条 河川保全区域における行為の制限</li> <li>・水利使用規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系職場の工事担当部署、運転担当部署、申請担当部署の入社3年目以内程度の若年社員および業務経験3年以内程度の者</li> <li>・受講希望者</li> </ul>	496名	H25.1～H25.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講内容について受講者の約99%が研修目的を理解しており、河川法令遵守意識の徹底の定着が図られているものと評価できる。</li> <li>・法令遵守体制を継続していくための方策として、継続した研修の実施を要望する声も多く、効果のある取り組みであると評価できる。今後はマンネリ化を防止するために、研修内容等をより工夫していくことが求められる。</li> <li>・店所独自編の研修としては「組織を横断したディスカッション」「過去の実例を題材としたケーススタディ」等を実施した。受講者の約90%以上が「役立った」と回答しており、効果的な研修が実施できたものと評価できる。</li> </ul>
	<p>【店所独自編】 命令書受領以降に発生した不適切事例や発信文書の確認等について、各店所が独自に企画した内容にて実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系職場の工事担当部署の中核者、運転責任者、申請担当者</li> <li>・受講希望者</li> </ul>	550名	H25.1～H25.2		
	講師向け説明会	共通編と店所独自編の2部構成としており、共通編について、土木技能訓練GMを講師として、TV会議システムで実施した。また、店所での河川法申請に関する実事例(2件)を紹介し、情報共有を図った。	・店所で講師となる者(工事班のCAP相当)	7名	H25.2.22	説明(研修)内容について、理解度は全員が「十分理解できた」「理解できた」と回答しており、研修講師として必要な知識が身に付いたと評価できる。
技術編	河川法研修(技術編)	共通編は、河川管理施設等構造令の位置付け、河川法申請に必要な各種構造物の計算方法に関する事例紹介、設計洪水流量の見直し等に関する内容である。 講師向け説明会を受講した社員が講師となり、共通編に店所独自編の内容を追加して、各店所で研修を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系職場土木工事担当部署の中核的立場の社員</li> <li>・受講希望者</li> </ul>	145名	H24.3	研修内容について、94.3%が「十分理解できた」「理解できた」と回答しており、河川管理施設等構造令等、河川法申請に必要な各種構造物の計算方法等の考え方に一定の理解が得られた。
	組織横断的ディスカッション	6名を1グループとして4グループ化し、以下のテーマに沿ってディスカッションを行った。 <ディスカッションテーマ> 河川法遵守意識の維持・向上・継承について	・支店・電力所の申請担当部署、工事担当部署の責任者から選出された中核者	23名	H25.3.21	受講者の約90%が「他店所の社員とコミュニケーションが図れた」と回答しており、同じ業務でも他部門・他店所毎に視点の違いを認識できたことで、あらためて法令遵守意識の向上が図られたと評価できる。また、多くの受講者が「自店所において、河川法令遵守意識を維持・向上・継承していくうえで参考としたい事項等があった」と回答しており、効果的な研修が実施できたものと判断できる。

表-11.2 ダム計測管理に関する研修実績一覧 (2/2)

件名	内容	受講対象者	受講者数	研修月日	アンケートに基づく成果の検証	
ダム計測管理に関する研修	ダム計測管理 基本研修	「ダムの安定条件」「ダム計測の内容」「計測値の整理」「計測値の評価」等を内容としたダム計測管理業務に関する基礎的な研修を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉原発電所, 安曇発電所, 水殿発電所, 野反ダム」管理箇所の職員</li> </ul>	16名	H25. 2. 6 H25. 2. 7 H25. 2. 15 H25. 2. 21 H25. 2. 27 H25. 3. 6	アンケート調査（確認テスト形式）によりダム計測管理の基礎的な事項の理解度確認を実施した結果、正答率が平均で96%（前年92%）であり、ダム計測管理に関する知識は着実に習得されていると評価できる。
	ダム管理主任技術者による対象ダムの計測管理に関する研修	ダム管理主任技術者による「対象ダムの計測管理」を内容とした研修を実施。 (対象ダム：玉原ダム, 奈川渡ダム, 水殿ダム, 野反ダム)		26名	H24. 12. 26 (玉原ダム) H25. 3. 4 (奈川渡ダム・水殿ダム) H25. 2. 26 (野反ダム)	

表-12 コンプライアンスに関する研修実績一覧

件名	内容	受講対象者 実施職場	受講者数 職場数	研修年月日	アンケートに基づく成果の検証
技術者倫理研修	設備に携わる者の姿勢や心構えとして以下の内容について、eラーニング <sup>※1</sup> による研修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活者、消費者としての感覚、感性である、「社会的感性」が求められていること</li> <li>・データの適正な記録・管理が社会の「安心」を確保することにつながる</li> <li>・改ざんと補正の違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系社員<sup>※2</sup>（新入社員等、新たに技術系職場に配属された社員を対象に実施）</li> </ul>	—	新入社員不採用により休止	—
「企業倫理遵守に関する行動基準 <sup>※3</sup> 」の読み合わせ	データの取り扱い等に関する行動基準（姿勢・心構え）の読み合わせを月1回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系全職場</li> </ul>	76職場	H24. 4 ~ H25. 3	アンケート調査では、「河川法遵守への意識は非常に定着または定着している」との回答が99%、行動基準に関する設問では正答率が平均99%（前年度99%）となった。
不適切事例を題材としたケースメソッドの実施	水力発電設備の不適切事例を用いて、ケースメソッドを年1回実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い」</li> <li>・「機器冷却水、雑用水等の水の使用」等 他21事例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水力系全職場</li> </ul>	76職場	H24. 4 ~ H25. 3	河川法遵守の意識の向上が見られ、行動基準への理解も定着しつつあることから、河川法遵守徹底の取り組みとしては、着実に効果が現れていると評価できる。

※1：コンピュータネットワークなどを利用し、画面に出るイラスト、文章、音声を見ながら、あるいは聞きながら自己学習するもの。

※2：例年、実施している「技術系社員（新入社員等、新たに技術系職場に配属された社員。H24年度に外向・派遣者や休職中の社員等を除く技術系全社員）」

※3：「法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢」、「データの適正な記録・管理」、「設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え」等

表-13 要領書に関する研修実績一覧

店 所	要領書の種類と研修の実施状況						合計		実施内容	実施方法
	ダム計測		取水量		工作物					
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数		
栃 木	2	29	4	55	4	58	10	142	要領書の目的および位置づけの再周知 改定内容の周知	グループ会議等
群 馬	8	98	10	130	5	65	23	293	要点の説明	グループ会議等
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	(要領書なし)	(要領書なし)
山 梨	1	14	12	182	8	159	21	355	変更箇所の周知	グループ会議, 当直会議等
猪苗代	2	22	2	22	2	22	6	66	理解度確認	グループ会議
松 本	6	56	6	56	6	56	18	168	要領書の周知	河川法研修(法令編)内
信濃川	2	16	2	22	2	16	6	54	目的, 内容確認, 照合, 再周知	グループ会議, 計測検討会等
合 計	21	235	36	467	27	376	84	1078		

## 2.2.2 社内規定の整備等の取組

河川法に関する許可申請業務やデータ報告業務を適正に実施するために11マニュアルを管理している。

今回は11マニュアルのうち水利使用業務マニュアル等の6マニュアルを改定した。改定内容は、水利事象における再発防止対策の反映や作業ミス時のデータの取り扱い、取水量管理の記録方法等に関する内容である。

マニュアル改定にあたっては、改定前に関係職場に意見照会を実施するとともに、改定した内容は、社内イントラネットの規程・マニュアルシステムへ登録・公開し、公開情報を社内イントラネットにより全社員へ発信した。それに加えて、本店主管部において通知文書を発信し周知を行った。

また、これらの11マニュアルの内、「工事申請手続き」「ダム計測管理」「取水量管理」に関するマニュアルについては、アンケート調査（確認テスト形式）により理解度確認を実施した。

マニュアル改定実績、周知状況等は表-14.1～14.3、表 15.1～15.2 のとおり。

表-14.1 マニュアル改定実績一覧 (1/3)

区分	マニュアル名	河川法に関する主な規定内容	改定実績
工事申請手続き	水力発電所および変電所工事運用マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請担当部署は、年度当初に当該年度におけるすべての工事計画に関して一覧表で情報提供を受け、河川法適用の有無について確認を行う。ダム管理総括責任者は河川法他に係る技術基準の適合性を確認する。</li> <li>河川法に係る当該年度すべての工事件名ならびに前年度の工事実績を一覧表に整理のうえ、毎年5月末までに国土交通省に報告するとともに当該年度工事に対する申請要否の協議を行う。</li> </ul>	(H25上期改定予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>法令チェック表を承認書に添付することを追加</li> <li>着工打合せ時に法令チェック表を確認することを追加</li> </ul>
	土木工事運用マニュアル		<ul style="list-style-type: none"> <li>改定なし</li> </ul>
	水利業務マニュアル		(H25.1改定) <ul style="list-style-type: none"> <li>工事申請・冷却水の扱いに関する表記の修正</li> </ul>
	水力発電所および変電所監理員マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理主任技術者の責任と権限</li> <li>工事監理員の職務として、諸手続の確認、官公署への届出ならびに工事許可条件を遵守状況を確認</li> </ul>	(H25上期改定予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>諸手続の確認、官公署への届出ならびに工事許可条件を遵守状況を確認追加</li> </ul>
	土木工事監理マニュアル		<ul style="list-style-type: none"> <li>改定なし</li> </ul>

表-14.2 マニュアル改定実績一覧 (2/3)

	マニュアル名	河川法に関する主な規定内容	改定実績
工事申請手続き	水路設備保守業務委託マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>水土木担当箇所は、業務・安全計画書（作業計画書）等に基づき、委託先と作業内容・作業手順・安全対策等の詳細な調整、打ち合わせを行う。</li> <li>提出図書等に基づき作業に伴う河川法などの関連する法令の届出・申請の要否を再確認する。なお、河川区域、河川保全区域内の仮設の有無についての確認漏れを防止するため、業務・安全計画書（作業計画書）または、着手打合せ議事録に、河川区域、河川保全区域の仮設の有無に関する記載欄を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定なし</li> </ul>
ダム計測管理	ダム計測管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測機器故障、計測者の人為的なミスによる異常データが確認された場合には、正しい値ではないことが判るように、その異常値の原因・内容を計測記録等に記載する。</li> <li>計測記録を補正する場合には、事前に提出先にその内容を説明し、元データによる報告もしくは補正值での報告等、報告書の作成方法等について協議を行う。</li> <li>作成した官庁報告データは、提出前に支店・電力所大で行う計測検討会において、報告案等と元データとの照合・評価により適正性を審議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定なし</li> </ul>
取水量管理	水力発電所および変電所運用マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>水土木担当箇所は、取水口毎の取水量記録が許可取水量以下であることを毎月確認し記録する。（降積雪期において、記録の回収が困難な場合を除く）</li> <li>取水量記録に異常なデータが確認された場合は、速やかに原因を調査し復旧すると共に、店所主管箇所へ報告する。店所主管箇所は本店主管箇所へ報告した後に、河川管理者へ報告する。但し、報告期間等について個別に河川管理者より指示されている場合は、これに従うものとする。</li> </ul>	<p>(H25上期改定予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水利使用規則等で定められている取水条件等に関する許可期日の一覧表を執務室に掲載し、操作に関する確認・指示・報告を行うことを追加</li> </ul>
報告	定期報告基本マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム操作（管理）規程・水利使用規則・取水規程に基づく報告書の報告方法を明記</li> </ul>	<p>(H25.3改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水量報告、使用水量報告の報告方法の詳細を追加。</li> </ul>



表-14.3 マニュアル改定実績一覧 (3/3)

	マニュアル名	河川法に関する主な規定内容	改定実績
記録	水力発電所および変電所記録マニュアル	・ダム操作（管理）規程・水利使用規則・取水規程に基づく観測等の計測・記録方法を明記	(H25上期改定予定) ・要領書に記載している内容に変更が生じる場合は、河川管理者と協議を行うことを追加。 ・取水量報告、使用水量報告の記録方法の詳細を追加。
主任技術者	ダム管理主任技術者マニュアル	・「河川法による選任対象ダムの維持、操作その他管理に係わる管理・監督」等、ダム管理主任技術者の役割を明記	・改定なし

表-15.1 マニュアル改定内容の周知状況、定着状況確認結果一覧

区分	マニュアル名	周知の状況	アンケート調査（確認テスト）による定着状況確認
工事申請手続き	水力発電所および変電所工事運用マニュアル	・社内イントラネットの規程、マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信（H25上期予定） ・本店主管部（水力発電グループ）より通知文書を発信（H25上期予定）	アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル規定内容の理解度確認を実施した。その結果、法令手続きの要否判断に関する設問の正答率が平均で98%（前年度99%）であり、引き続き高いレベルを維持している。
	土木工事運用マニュアル	(改定なし)	
	水利業務マニュアル	・社内イントラネットの規程、マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信（H24.12） ・本店主管部（用地部水利グループ）より通知文書を発信（H24.12）	
	水力発電所および変電所監理員マニュアル	・社内イントラネットの規程、マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信（H25上期予定） ・本店主管部（水力発電グループ）より通知文書を発信（H25上期予定）	—
	土木工事監理マニュアル	(改定なし)	—
	水路設備保守業務委託マニュアル	(改定なし)	—

表-15.2 マニュアル改定内容の周知状況，定着状況確認結果一覧

区分	マニュアル名	周知の状況	アンケート調査（確認テスト）による定着状況確認
ダム計測管理	ダム計測管理マニュアル	(改定なし)	アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル規定内容の理解度確認を実施した。その結果，ダム計測データの取り扱いに関する設問の正答率が平均で98%（前年度98%）であり，引き続き高いレベルを維持している。
取水管理	水力発電所および変電所運用マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内イントラネットの規程，マニュアルシステムへ登録・公開，全社員へ発信（H25上期予定）</li> <li>本店主管部（水力発電・工務土木グループ）より通知文書を発信（H25上期予定）</li> </ul>	アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル規定内容の理解度確認を実施した。その結果，取水量データの取り扱いに関する設問の正答率が平均で97%（前年度99%）であり，引き続き高いレベルを維持している。
報告	定期報告基本マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内イントラネットの規程，マニュアルシステムへ登録・公開，全社員へ発信（H25.3）</li> <li>本店主管部（施設業務グループ）より通知文書を発信（H25.3）</li> </ul>	
記録	水力発電所および変電所記録マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内イントラネットの規程，マニュアルシステムへ登録・公開，全社員へ発信（H25上期予定）</li> <li>本店主管部（水力発電・工務土木グループ）より通知文書を発信（H25上期予定）</li> </ul>	
技術者主任	ダム管理主任技術者マニュアル	(改定なし)	—

### 2.2.3 要領書の改定状況

水利使用に係わる内容は，個別の特殊性を持ち合わせていることから，個々の水利使用については発電所毎に要領書を作成して過去に報告している。

H21年5月に報告した要領書（以下「H21要領」）は，報告値作成段階の社内管理状況や報告書提出までの社内決議（承認）過程等を取りまとめたものである。

一方，H22年5月に報告した要領書（以下「H22要領」）は，取水量や計測項目毎の計測方法や報告値の計算方法を取りまとめたものである。

表-16 要領書の種類と提出状況

要領書の種類	H21要領	H22要領	備考
①ダム計測	○	○	
②取水量計測	○	○	
③工作物の新築改築	○	—	

注) ○：報告済み

この3つの要領書については、「適正性の確認体制の整備」を構成する一部として位置付けられたものであり、変更が生じた場合には、所管する河川事務所に対して速やかに報告することになっている。なお、正式な要領本文の改定は、毎年1月末の取水量報告時に局長宛に改正版を提出することとしている。

各要領書の改定状況については、以下の表-17の通りである。

表-17 各要領書の改定箇所数

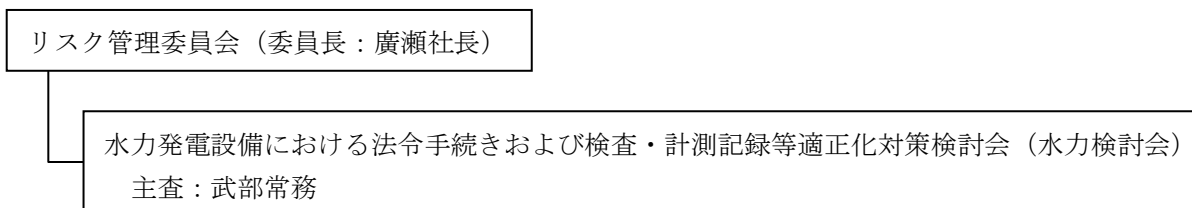
店 所	各要領書の改定項目数			合計	備 考
	ダム計測	取水量	工作物		
栃 木	46	65	0	111	設備更新，記載誤り，管理方法見直し 等
群 馬	4	36	14	54	組織改編による変更，設備更新，水利使用規則変更に伴うもの 等
神奈川	—	—	—	—	(要領書なし)
山 梨	0	26	2	28	設備更新，記載の統一，水利使用規則変更に伴うもの 等
猪苗代	0	4	0	4	管理方法見直し
松 本	3	22	0	25	設備更新，記載の統一，内容変更，項目の削除 等
信濃川	0	0	0	0	—
合 計	53	153	16	222	

## 2.2.4 本店等における現場の状況把握

### (1) 経営層における現場状況把握

「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会<主査：武部常務>」（水力検討会）をリスク管理委員会（委員長：廣瀬社長）の直轄に位置付け、水力発電設備に係わる再発防止活動に取り組んでいる。

平成24年度も、水力検討会を継続し、再発防止対策の定着と水平展開を推進した。水力検討会の開催実績を表-18に示す。



平成24年度は、再発防止対策の取り組みとして5年目であるため、5年目の自己点検に向けた外部専門家を含む体制での検討を加えて行った。

表-18 水力検討会開催実績

開催日	主な議題
H24. 9. 3	・5年毎の自己点検結果 報告書（案）の内容確認
H24. 10. 15	・5年毎の自己点検結果 最終評価：報告前の社内審査，承認
H25. 1. 21	・第三者による堤体の安全点検結果 ・塩原発電所水利使用規則に基づく工事進捗状況（平成24年）の報告
H25. 5. 13	・水利使用に係る水力発電設備の適正性に関する報告審査・承認

### (2) 会社上層部による現場状況把握

水力部門を所管する工務部長による第一線職場との意見交換を行い、河川法再発防止に関する情報共有を深めた。また、5年毎の自己点検結果を踏まえて、現場第一線に向け「一度失った信頼を取り戻すためには長い時間を要し、容易なことではない。常に気を緩めることなく対処していかなければならない。」という趣旨のメッセージを発信している。



写真-9 工務部長との意見交換  
本店開催の実施状況

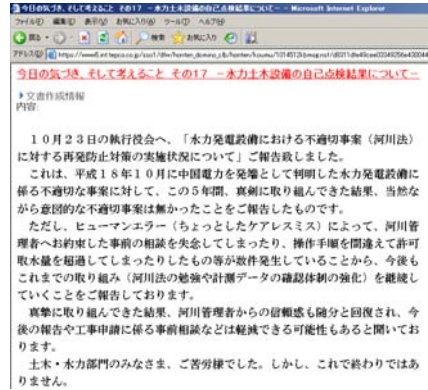


写真-10 工務部長メッセージ

### (3) 本店主管部による現場状況把握

第一線職場との意見交換，相談窓口によるサポート，河川法に関する研修の実施状況確認等を実施し，現場の状況把握や第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートを実施した。



写真-11 店所意見交換  
千曲川電力所の実施状況



写真-12 店所意見交換  
信濃川総合制御所の実施状況

表-19 現場状況把握等に関する取組実績

項目	実施時期	内容
申請手続きの適正性等の確認	H25.4～ H25.5	支店・電力所における申請手続きの実施状況，報告データの適正性確認状況を年度当初に確認した。詳細については，「2.1.2適正性点検結果」に記載のとおり。
ダム計測，取水量等の適正性等の確認	H25.4～ H25.5	支店・電力所における計測検討会の開催実績，計測データと報告データの差異等について確認した。詳細については，「2.1.2適正性点検結果」に記載のとおり。
第一線職場との意見交換	H25.1～ H25.2	<p>店所で開催した河川法研修に同調して，全ての水力系第一線職場を訪問し，再発防止等に関する情報提供，意見交換を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店主管部からのお願い事項と情報提供等 5年目の自己点検の提出結果について 今後の取組計画について 等</li> <li>・意見交換 河川法研修に関する質疑応答 等</li> </ul>
ダム計測業務に関する相談窓口	H24.4～ H25.3	<p>本店主管部（工務部）に相談窓口を設置し，社内高度専門機関と協働したサポート体制を構築（H19.5.23）。平成24年度における主な相談は以下の通りであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの耐震性，安全性に関する相談：6件</li> <li>・計測値の評価や計測管理方法等に関する相談：6件</li> </ul>
法令に関する相談窓口	H24.4～ H25.3	<p>本店に法務室を設けて，法令に関する相談窓口として「法律相談受付ライン」を設置（H19.7.1）。平成24年度もサポートを継続すると共に，店所に有益な情報を公開した。</p>
河川法令研修の実施状況の確認	H25.1～ H25.2	支店・電力所において実施した河川法研修34回のうち，本店主管部が20回研修に同席し，河川法令研修が適切に実施していることを確認するとともに，河川法令遵守を徹底するよう指示した。
河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の事例収集	H24.4～ H25.3	<p>支店・電力所にて実施した河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の実績を収集し，これらを「河川法24条，26条，55条申請に関するもの」「取水量に関するもの」等の9つのカテゴリに分けて整理した。今後，イントラネット上のデータベースに登録し，情報共有を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集議事録等の件数：559件</li> </ul>

## 2.3 平成 25 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画

### 2.3.1 取組方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社はかつて経験したことのない重大な経営危機に直面しており、これまでの業務運営の抜本的な見直しが不可欠となっている。このような状況にあっても、水力発電の根幹である河川法令遵守意識の徹底のための取り組みについては、しっかりと進めていく必要がある。

再び社会の皆さまから評価、信頼される企業となるため、会社全体として一致団結し、再生を目指した地道な努力を引き続き積み重ねていく所存である。

平成 25 年度は、引き続き基礎的な河川法令知識の習得に努めていくことに加え、5 年間継続的に研修を実施してきた結果、知識レベルは向上してきているため、河川法遵守意識の醸成・維持に主眼をおいた取り組みを進め、風化させない仕組みを確立させていく。

### 2.3.2 計画内容

#### (1) 社員研修の実施

##### a. 河川法遵守意識の醸成・継続

##### ①技術者倫理研修

新入社員を対象として、設備に携わる者の姿勢や心構えについて、eラーニング※による研修を実施（平成 25 年度は対象者なし）

※ コンピュータネットワークなどを利用し、画面に出るイラスト、文章、音声等を見たり聞いたりしながら、自己学習をするもの。

##### ②河川法遵守意識維持に向けた中核者研修

平成 19 年に発覚した不祥事の風化を防止し、継承していくことを目的として行う。実施方法は、各店所の制御所単位に申請担当部署・技術系職員による意見交換を通じて、関係部署の連携強化を図る。実施内容は、平成 19 年度不祥事の振り返り・至近に確認された不適切事象の紹介等を中心に各店所にて研修内容を工夫して行うものとする。

##### ③河川法遵守意識維持に向けた職場内研修

職場内のコンプライアンス意識向上を図ると共に、河川法に関わる業務の具体的なルールの確認を行うことを目的として行う。実施方法は、河川法遵守意識維持に向けた中核者研修参加者が主体的に各職場の指導を行う。実施内容は、上記の中核者研修での必要事項を周知すると共に、「企業倫理遵守に関する行動基準」の読み合わせ、不適切事例を題材としたケースメソッド、取水量・ダム計測・工作物の新改築に係わる要領書の理解活動等を行うものとする。

## b. 河川法令知識の習得・維持

### ①河川法基礎研修

河川法令に関わる業務を適正に処理するための基礎知識（平成 19 年度命令書の記載内容，河川法条項，水利使用規則等）を習得ならびに維持させるために講義形式で研修を行う。また，組織全体として，知識が維持できているか確認するため，河川法令，関連マニュアル等の理解度確認を行い，研修内容の検証を行っていく。

### ②ダム計測に関する研修

ダム計測に関する基礎的知識を習得し，不適切なデータの取り扱いの防止を図る。併せて，ダム管理主任技術者が同席する土木保守管理委員会等の会議体で，ダム管理に関する最新情報の共有，個別ダムの技術課題解決に向けた意見交換を行い，適確なダム管理の維持を図る。

### ③河川内工作物の新改築に関する研修

河川内工作物の新築・改築手続きの技術的な基礎知識を習得し，適正な業務処理を図る。併せて，至近に行った工事申請の情報共有を図る目的で事例紹介の報告会を行い，知識の維持向上を図る。

各研修の実施内容・対象者・実施時期等は表 - 20 のとおり。

## (2) 社内規定の整備等の取り組み

河川法に関する許可申請業務やデータ報告業務を適正に実施するために 11 マニュアルを整備・運用しており，引き続き河川法令手続きやダム計測等に関する社内マニュアルをレビューし，必要に応じてマニュアル制改定を行う。

## (3) 本店による現場状況把握

水力発電設備に係わる再発防止活動を横断的に推進するため，平成 25 年度も水力検討会（主査：武部常務）を継続し，再発防止対策の定着を推進する。申請手続きの適正性等の確認，相談窓口によるサポート等を継続し，現場の状況把握に努める。各取り組みの内容・実施時期等は表 - 21 のとおり。



表-20 河川法に関する研修

研修名		内 容	対象者	実施 予定時期	
河川法遵守意識の醸成・継続を目的とした研修	技術者倫理研修	・設備に携わる者の姿勢や心構えについて、eラーニング*による研修を実施	新入社員	—	
	河川法遵守意識維持に向けた中核者研修	・平成 19 年に発覚した不適切事象の振り返り・至近に確認された不適切事例の紹介 ・不適切事例を踏まえた再発防止の社内ルール，発信文書の確認 ・組織を横断した意見交換	水力系 職場・申請担当部署の中核者	H25. 10 ～H25. 12	
	河川法遵守意識維持に向けた職場内研修	・行動基準の読み合わせ ・河川法に関するケースメソッドの実施 ・取水量，ダム計測，工作物の新改築に係わる要領書の内容確認 ・中核者研修での報告内容の職場内周知	水力系職場	H25. 6 ～H26. 3	
河川法令知識の習得・維持を目的とした研修	河川法研修	河川法基礎研修	・平成 19 年 5 月 16 日付命令書の記載内容の確認 ・河川法条項（第 6 条，23～27 条，55 条）の確認 ・水利使用規則（取水量の測定等，工作物等の設計の変更等の承認）等の確認	水力系職場 若年社員， 未受講者	H25. 10 ～H25. 12
		河川法理解度確認	・河川法令および河川法令に係わる社内マニュアルの理解度確認を実施	水力系 職場・申請担当部署全員	H25. 8 ～H25. 10
	ダム計測に関する研修	ダム計測基礎研修（初級編）	・ダム計測業務に関する基礎的な研修を実施	土木系若年社員	H25. 6 ～H26. 3
		ダム管理に関する技術課題研修（専門編）	・ダム管理主任技術者を交えた土木保守管理委員会等でダム管理に関する個別課題の意見交換を実施	ダム計測業務従事者	H25. 9 ～H25. 11
	河川内工作物の新改築に関する研修	河川内工作物新改築基礎研修（初級編）	・河川管理施設等構造令（各種構造物の構造計算事例等）等の申請に関わる基礎的な研修を実施	土木系若年職員	H25. 6 ～H26. 3
		河川内工作物申請手続き情報交換研修（専門編）	・至近で行った代表的な工事申請業務の留意点等について，意見交換を行う	土木系工事実施部署中核者	H26. 1 ～H26. 3

表-21 本店等における取り組み一覧

項 目	実施時期
水力検討会の開催	適宜
申請手続の適正性等の確認	H26. 4
ダム計測, 取水量等の適正性等の確認	H26. 4
ダム計測業務に関する相談窓口	随時
法令に関する相談窓口	随時
店所で行う河川法研修の実施状況確認（モニタリング）	H25. 10～H25. 12
河川法申請良否の判断結果の整理（判断基準整備検討会にて実施）	随時

以 上